

(参考資料)

国民健康保険税試算のページ (三鷹市)

年齢又は所得が未入力です!!

計算結果はあくまで試算です。実際の課税額と異なる可能性があります。

令和7年度

項目	税率等	限度額
1 基礎課税分(医療分)	[1]所得割 算定基礎額×6.1%	660,000円
	[2]均等割 29,000円/人	
2 後期高齢者支援金課税分	[1]所得割 算定基礎額×2.3%	260,000円
	[2]均等割 11,800円/人	
3 介護納付金課税分(介護保険料) (40歳以上65歳未満の被保険者に課税)	[1]所得割 算定基礎額×1.6%	170,000円
	[2]均等割 13,400円/人	

★算定基礎額 = 前年総所得額 - 430,000円 (旧ただし書所得)

★年税額=1+2+3(限度額109万円)

加入者数	1人	年間保険税額	円	(参考) 月額換算 1/12	円
------	----	--------	---	----------------------	---

★入力方法★

加入する者に「加入」と入力し、「年齢」、「前年総所得額」及び「主な所得の種類」を入力してください。

※世帯主は加入しない場合でも「未加入」と入力し、必ず年齢及び前年総所得額等を入力してください。

年度途中の加入の場合は、加入月を入力すると、月割りの金額が計算されます。

途中加入の場合、加入月を入力してください→	4月	加入月数	金額
		12ヶ月	円

加入する者	続柄	年齢	前年総所得額	給与または年金所得の有無	算定基礎額	個人別年税額(参考)
※ 加入	世帯主				0円	円
	世帯員1				0円	円
	世帯員2				0円	円
	世帯員3				0円	円
	世帯員4				0円	円
	世帯員5				0円	円
	世帯員6				0円	円
	世帯員7				0円	円
	世帯員8				0円	円
	世帯員9				0円	円

注意事項

- ・あくまで試算ですので実際の税額と異なることがあります。
- ・100円未満の端数計算及び限度額超過があるため、個人別税額の合算と年税額は必ずしも一致しません。
- ・前年の所得の申告がない方は、正しく計算されません。(均等割の軽減措置を受けることができません。)
- ・年度途中で介護保険該当(40歳)又は該当からはずれた場合(65歳)は正しく計算できません。
- ・年度途中で世帯員の一部の方が加入又は離脱した場合、正しく計算されません。
- ・世帯に65歳以上で年金所得以外の所得がある方を含む場合、軽減判定が正しくならないことがあります。
- ・前年総所得額の種別(給与所得、年金所得、その他)が不明な場合、軽減判定が正しくならないことがあります。
- ・国民健康保険の加入者が、専従者給与を支払い、又は受け取っている場合、計算が正しくならないことがあります。
- ・特定同一世帯所属者は計算に算定されておりません。
- ・旧社保の被扶養者に係る減免は、計算に算定されておりません。
- ・令和4年度から、未就学児については、均等割の半額を減額します。(試算する場合は年齢6歳以下を入力)
- ・平成22年4月より適用の非自発的失業者に係る軽減措置に該当する方は、給与所得を30/100(1円未満端数切捨)した上で入力してください。(他の所得がある場合、給与所得のみ30/100した後に合算する。)
- ・「国民健康保険税試算のページ」は三鷹市国民健康保険税条例に基づき税額を計算するものです。他市町村の方はご利用いただけません。
- ・当プログラムを許可無く変更することを禁じます。
- ・当プログラムを使用することにより、いかなる損害が発生しても、当市は責任を負いません。

備考